

令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等 集団指導

- 1.長野市障害児自立サポート事業（地域生活支援事業）
- 2.長野市在宅障害者等タイムケア事業（地域生活支援事業）
- 3.長野市移動支援サービス事業（地域生活支援事業）
- 4.地域生活支援事業の請求に際して

長野市保健福祉部 障害福祉課

1 長野市障害児自立サポート事業について

(1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬改定

児童発達支援、放課後等デイサービスの基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分が設定された。

⇒職員体制に問題がない場合は、運営規程上のサービス提供時間内は基本報酬により請求することとなった。

(児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける時間区分)

時間区分	計画時間
時間区分 1	30分以上 1 時間30分以下
時間区分 2	1 時間30分超 3 時間以下
時間区分 3	3 時間超 5 時間以下

※放課後等デイサービスについては、学校休業日のみ時間区分 3 を算定可能

ア 基本報酬の取扱い

個別支援計画に、個々の障害児の日々の支援について、支援に要する時間（計画時間）を定め、当該計画の時間に応じて基本報酬を算定する。

1 長野市障害児自立サポート事業について

イ 計画時間よりも実際に支援に要した支援時間（実利用時間）が短くなった場合の基本報酬の算定方法

- 利用者都合の場合・・・**計画時間**により算定
- 事業所都合の場合・・・**実利用時間**により算定

ウ 計画時間よりも実利用時間が長くなった場合の基本報酬の算定方法

- 利用者都合の場合・・・基本的には**計画時間**により算定
- 事業所都合の場合・・・基本的には**計画時間**により算定

※事前に利用時間が長くなることが想定できる場合は、そのことを考慮した上で基本報酬の計画時間を設定してください。

(例) 放課後等デイサービスで小・中学生を預かる際は、送迎に要す時間や学校の授業が1時限短くなる等の事情を考慮して計画時間を設定する。

1 長野市障害児自立サポート事業について

(2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 児童発達支援及び放課後等デイサービスの延長支援加算改定

基本報酬における時間区分の創設に伴い、延長支援加算の算定対象が、事業所の運営規程に定める営業時間が8時間以上、当該営業時間の前後に行った支援から、5時間（放課後等デイサービス平日は3時間）を超える長時間支援に変更となった。

※主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型サービス事業所、基準該当サービス事業所については従前のおり、運営規程に定める営業時間が8時間以上でないと算定できない。

(改定後の延長支援加算の単位)

単位	障害児	備考
1	30分以上1時間未満	利用者都合により計画よりも短くなった場合のみ
2	1時間以上2時間未満	
3	2時間以上	

●個別支援計画に1時間以上の延長支援が定められていない場合、基本的に延長支援加算を算定することはできない。

※急遽延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより、上記の場合も延長支援加算の算定が可能。

ただし、急遽延長支援を行うような状況が続く場合、速やかに個別支援計画の見直し・変更が必要である。

●基本報酬が算定できない場合、延長支援加算のみを算定することはできない。

1 長野市障害児自立サポート事業について

ア 改定後の延長支援加算の取扱い

- 基本報酬において、上限となる5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）の発達支援を行った場合に限り、延長支援加算を算定することができる。
- 個別支援計画に1時間以上の延長支援が定められていない場合、基本的に延長支援加算を算定することはできない。
※急遽延長支援を必要とした理由等を記録に残す場合は、個別支援計画に延長支援が定められていない場合であっても、延長支援加算を算定することができる。
- 計画時間の前後に延長支援加算を算定する場合、前後いずれも延長支援が1時間以上でなければならない。（合算は不可）
- 延長支援加算の人員基準について、職員2人（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上）以上（うち1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）の配置が必要。
※医療的ケア児の場合には看護職員等の配置が必要

1 長野市障害児自立サポート事業について

イ 計画時間よりも実利用時間が短くなった場合の延長支援加算の算定方法

- 利用者都合の場合・・・**実利用時間**により算定
- 事業所都合の場合・・・**実利用時間**により算定

ウ 計画時間よりも実利用時間が長くなった場合の延長支援加算の算定方法

- 利用者都合の場合・・・原則、**計画時間**により算定
- 事業所都合の場合・・・**計画時間**により算定

※急遽延長支援を必要とした理由等について記録を残す場合は、計画時間よりも実利用時間が長くなった場合であっても、実利用時間で延長支援加算を算定することができます。

※学校行事や感染症拡大防止に伴う半日授業等についても、事前に想定できるものと考え、個別支援計画において、延長支援時間として設定することができます。

1 長野市障害児自立サポート事業について

(3) 自立サポート事業と改定後の延長支援加算を併用する場合の取扱いについて

ア 原則

- 自立サポート事業と延長支援加算のどちらでも支援可能な場合は、原則、延長支援加算で支援する。

※個別支援計画に延長支援計画が定められていない場合は、自立サポート事業により算定することができる。（事業所において、急遽延長支援を必要とした理由等を記録する負担を考慮）

- 自立サポート事業と延長支援加算の同日利用は可能であるが、算定時間帯の重複は認められない。

- 自立サポート事業で対応中の児童と延長支援加算で対応中の児童を同じ部屋で同時に支援することは可能である。その際は、最低3名以上（自立サポート事業による支援を行う職員1名＋延長支援加算の最低人員2名）の職員配置が必要である。

※基本報酬の支援時間で対応中の児童と自立サポートで対応中の児童を同じ部屋で同時に支援することはできない。

1 長野市障害児自立サポート事業について

イ 自立サポート事業で支援する際の注意点

●利用者の自己負担について

自立サポート事業は児童発達支援や放課後等デイサービスと違い、利用者負担の上限を設けていないため、利用者世帯が課税世帯の場合、利用ポイント数が増えるほど利用者負担額が増える。

●送迎加算について

自立サポート事業による支援開始前後に送迎を行った場合は、児童発達支援や放課後等デイサービスにおける**送迎加算を算定することはできない。**（延長支援加算による支援開始前後に送迎を行った場合は、送迎加算を算定することができる）

※**送迎加算が算定できない分を利用者から徴収するようなことはしないでください。**自立サポート事業の報酬は事業に係る諸経費等を考慮した上でお支払いしています。

1 長野市障害児自立サポート事業について

(4) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（まとめ）

個別支援計画を作成する際、利用者の状況や保護者のニーズ等を考慮した上で、基本報酬及び延長支援の計画時間を設定することが最も重要です。

事前に想定できる場合は、利用時間が長くなる日を基準として計画時間を設定するなど、利用者や保護者目線で個別支援計画の作成をお願いします。

また、利用者の状況等が変わった場合は、適宜、個別支援計画の見直しを行ってください。

現在、こども家庭庁に延長支援加算の取扱いの解釈について、照会しています。照会の回答結果により、自立サポート事業と延長支援加算の取扱い方法に変更が生じる場合は、速やかにご案内させていただきます。

なお、国や県からの通知等により、自立サポート事業と延長支援加算の取扱い方法に変更が生じる場合は、適宜ご案内させていただきます。

2 長野市在宅障害者等タイムケア事業について

(1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 生活介護の基本報酬改定

ア サービス提供時間ごとの基本報酬が設定

⇒職員体制に問題がない場合は、運営規程上のサービス提供
時間内は基本報酬による請求が可能に

イ 延長支援加算の拡充

⇒9時間以上の支援から12時間以上の支援まで、1時間ごと
に100単位算定可能に

生活介護事業所はタイムケア事業から基本報酬及び延長支援加算による支援
への切り替えを進めてください。

2 長野市在宅障害者等タイムケア事業について

(2) 行動援護対象者について

令和5年度に事業の実施要綱を改正し、行動援護対象者の利用単価を800円から1,400円に改定。

⇒障害支援区分の更新時に行動援護対象者でなかった利用者が行動援護対象者になる場合や行動援護対象者であった利用者が行動援護対象者でなくなる場合があります。

利用者の障害支援区分更新時は、更新後に発行される障害福祉サービス受給者証の障害支援区分の項目（受給者証（二）に記載）と行動関連項目（受給者証（六）に記載）を必ず確認してください。（障害支援区分が区分3以上且つ行動関連項目の点数が10点以上の場合は行動援護対象者となります。※受給者証の交付年月日の項目が令和6年4月8日以前のもものは行動点数が記載されていない場合がありますので、そのような場合は障害福祉課のタイムケア事業担当者までお問い合わせください）

なお、利用者の状況の変更を確認した際は、速やかに障害福祉課のタイムケア事業担当者にご報告ください。タイムケア費の単価変更を行います）

3 長野市移動支援サービス事業について

(1) 移動支援の対象となる支援について

移動支援の対象となるのは、**目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や危険回避のために必要な支援を行った場合**となります。

移動支援の目的地が「プール」、「温泉」となっている請求が届くことがあります。

プールに行った際に「**水泳の指導**」や「**遊び相手になる**」といった行為については、**移動支援の対象外となります**のでご注意ください。

また、プールや温泉での支援は水難事故のほか、転倒の可能性も高くなりますので、万一の事故が発生してしまった際に対応できるようにしてください。（損害保険への加入など）

3 長野市移動支援サービス事業について

(2) 同行援護の対象となる利用者が移動支援を利用したい場合

長野市内には同行援護のサービス提供事業所が一定数あるため、同行援護の対象となる者については同行援護を利用していただき、同行援護の対象にならない者については移動支援を利用していただくこととなります。

なお、やむを得ない事由等（居住地特例適用者において、居住先の自治体に同行援護のサービス提供事業所が所在しない場合など）により、同行援護の対象となる者が移動支援の利用を希望する場合は担当ケースワーカーにご相談ください。

やむを得ない事由等により同行援護の対象者が移動支援の支給決定を受けることとなった場合についても、対象者の安心・安全を担保するため、**支援に入る従業者は「同行援護従業者」の有資格者でなければなりません**のでご注意ください。

※同行援護対象者であっても、移動支援の複数支援のみを利用する場合は、移動支援の支給決定を受けることができます。

3 長野市移動支援サービス事業について

(3) 行動援護の対象となる利用者が移動支援を利用したい場合

長野市内には行動援護のサービス提供事業所が一定数あるため、行動援護の対象となる者については行動援護を利用していただき、行動援護の対象にならない者については移動支援を利用していただくこととなります。

なお、やむを得ない事由等（居住地特例適用者において、居住先の自治体に行動援護のサービス提供事業所が所在しない場合など）により、行動援護の対象となる者が移動支援の利用を希望する場合は担当ケースワーカーにご相談ください。

やむを得ない事由等により行動援護の対象者が移動支援の支給決定を受けることとなった場合についても、対象者の安心・安全を担保するため、**支援に入る従業者は「行動援護従業者」の有資格者でなければなりません**のでご注意ください。

4 地域生活支援事業の請求に際して

(1) **請額金額・件数等を事業所で確認してから提出してください！**

毎月約10件程、請求不備により請求書の再提出を依頼しています。支払いが遅くなってしまいますので、必ず請求書の内容を点検した上で請求書をご提出してください。

(2) **請求書の提出期日を守って提出してください！！**

1度に3ヶ月分、4ヶ月分まとめて請求書を提出される事業所がございます。毎月15日までに前月分の請求書を提出していただくようお願いしております。必ず提出期日は守ってください。

※15日に間に合わない場合は、必ずその旨をご連絡ください。

(3) **最新の様式で請求書等を作成してください！**

旧様式の請求書や確認票、申請書で提出される事業所がございます。最新の様式を添付しますので、来年度以降はこちらの様式で請求書等をご提出してください。